国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第６条　合同会議の事務は、総務課において処理する。	本則 （事務） 第６条　合同会議の事務は、総務・経営企画部総務課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。